
第 2 部

業 務 の 概 要

(令和5年度の実績)

1 相談の受付と援助の状況

児童虐待相談の受付件数及び対応件数について

令和4年度まで 相談受理後の調査等の結果、虐待行為がないことが確認されたケースも含む件数。

令和5年度 令和6年1月に発出された厚生労働省及びこども家庭庁からの通知に基づき、相談受理後の調査等の結果、虐待行為がないことが確認されたケースを除外した件数。

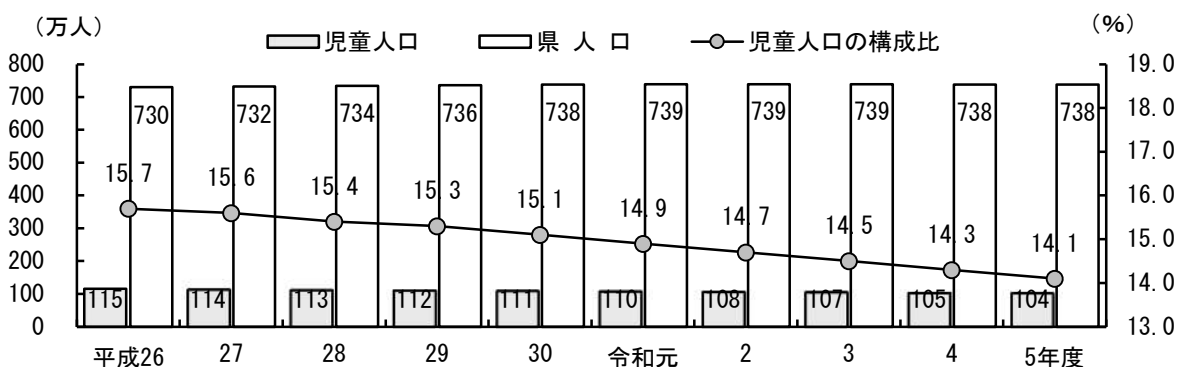
虐待行為がないことが確認されたケースは、従たる相談種別により分類。

(1) 相談の状況

ア 児童人口（令和6年1月1日現在、埼玉県町（丁）字別人口調査より）

県の人口はほぼ横ばいとなっているが、18歳未満の児童人口は減少傾向にある。平成26年度の約115万人から令和5年度は約104万人となり、この10年間で約11万人減少している。また、県人口に占める児童人口の割合も、この10年間で約1.6ポイント低下し、令和5年度には14.1%となった。

図1 県人口及び児童(18歳未満)人口の推移（さいたま市を含む）

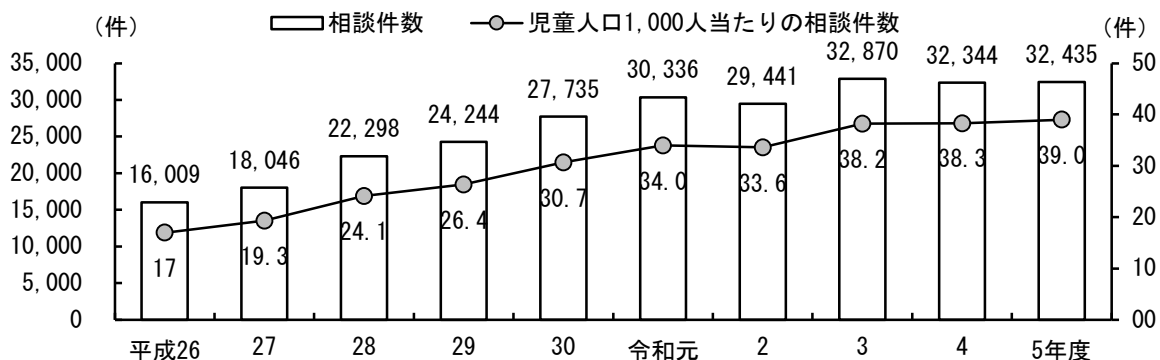


イ 相談件数（福祉行政報告例第43表より）

全児童相談所の受付相談件数は、令和5年度は32,435件で、前年度に比べ91件、0.3%の増加となっている。

また、令和5年度における、児童人口1,000人当たりの相談件数は、39.0件であった。

図2 相談件数の推移



ウ 相談内容別受付状況（福祉行政報告例第44表より）

受付件数を相談内容別に見ると、養護相談の件数が最も多く全体の59.9%を占めており、以下、障害相談23.0%、育成相談6.5%、非行相談2.2%となっている。

障害相談の内訳では、療育手帳交付に係る診断・判定、特別児童扶養手当診断書交付等の業務が主なものであるが、ほかにも、注意欠陥・多動性障害や自閉症スペクトラムなどの相談も含まれる。また、療育手帳を取得する理由の一つとして、障害者総合支援法による制度の利用を挙げることができる。

養護相談の19,423件の中には、児童虐待相談の14,465件が含まれる。これは令和5年度に受付けた相談の総件数32,435件の44.6%に相当する。

育成相談には性格行動相談、育児・しつけ相談、不登校相談等が含まれる。

表1 相談内容別受付状況

相談内容	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
養護相談	18,219	18,718	19,446	20,184	19,423
保健相談	45	34	27	41	45
障害相談	6,564	5,112	8,053	7,030	7,445
非行相談	420	424	478	647	713
育成相談	1,468	1,411	1,587	1,839	2,110
その他の相談	3,620	3,742	3,279	2,603	2,699
計	30,336	29,441	32,870	32,344	32,435

エ 経路別受付状況（福祉行政報告例第43表より）

相談の経路としては「警察等」が最も多く、全体の41.4%、次に「都道府県・市町村」が24.8%となっている。さらに、「家族・親戚」、「近隣・知人」、「学校・教育委員会等」と続く。

表2 経路別受付状況

受付経路	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
都道府県・市町村	7,124	6,341	8,201	7,772	8,058
児童福祉施設・里親等	163	135	156	167	163
警察等	12,599	12,939	13,094	14,109	13,443
家庭裁判所	119	101	79	78	91
学校・教育委員会等	1,109	985	1,045	958	1,090
保健所・医療機関	376	354	375	393	422
家族・親戚	5,884	5,449	6,421	5,890	6,177
児童本人	177	337	372	351	330
児童委員	10	13	7	9	4
近隣・知人	2,175	2,209	2,529	2,037	2,036
その他	600	578	591	580	621
計	30,336	29,441	32,870	32,344	32,435

(2) 相談内容別の受付と援助の状況

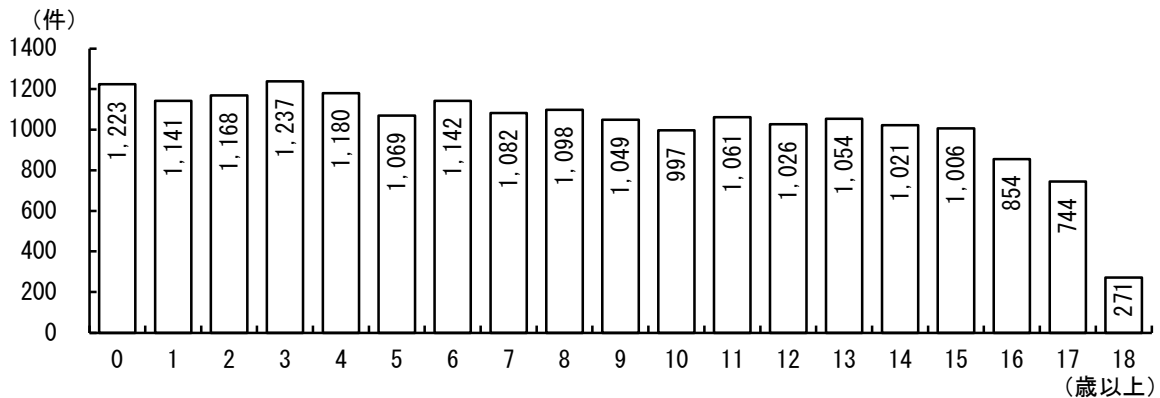
ア 養護相談（福祉行政報告例第44表より）

(ア) 年齢別受付状況

養護相談19,423件のうち、0歳から5歳までの乳幼児についての相談件数は7,018件で、養護相談全体の36.1%を占めている。年齢が上がるほど減少傾向がみられるが、このことは、育児を行う家庭に対して、種々の支援を行うことにより、ごく早い時期から育児に対する不安や困難を取り除く必要があることを示している。

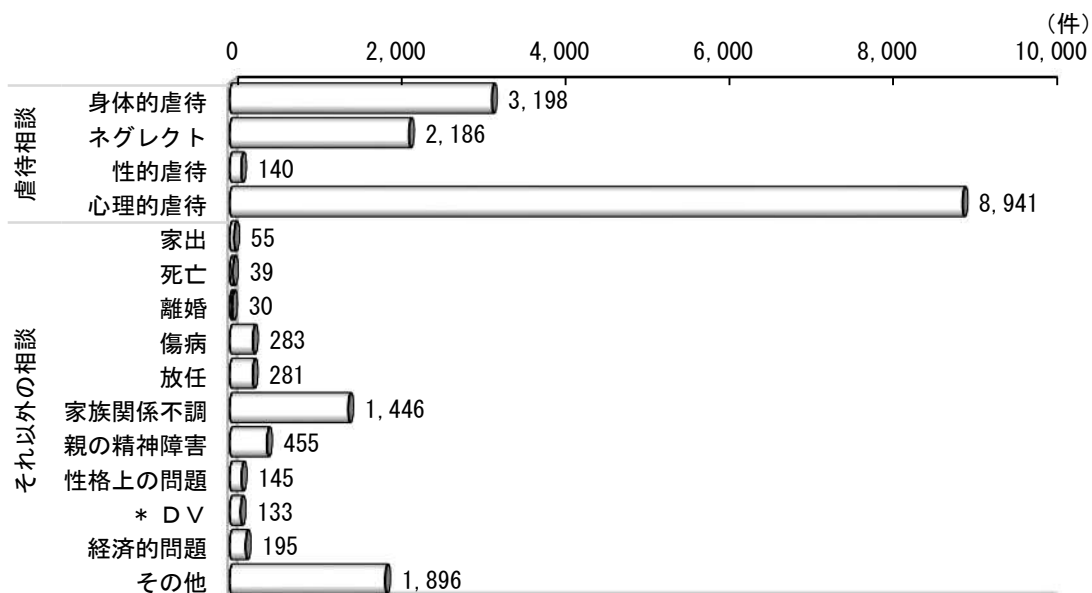
また、義務教育修了後の相談も見られるが、これは施設を退所した児童が就職先に定着できなかつたり、家庭引き取り後に落ち着かないなど、引き続き援助が必要な場合が含まれている。18歳を超えても施設や里親から自立できず、措置を延長するケースもある。

図3 養護相談の年齢別受付件数



(イ) 相談の内容

図4 養護相談の内容別受付状況



* 「DV」は「心理的虐待」に当たるものは除いている。

(ウ) 虐待相談の対応状況（さいたま市を含む）

埼玉県における虐待相談の対応件数は、令和5年度には17,472件となり、令和4年度から259件増加した。

相談内容別に見ると、「心理的虐待」が10,977件(62.8%)と最も多く、次いで「身体的虐待」が3,765件(21.5%)、「ネグレクト」2,568件(14.7%)の順となっている。

図5 過去10年間の虐待相談対応件数の推移

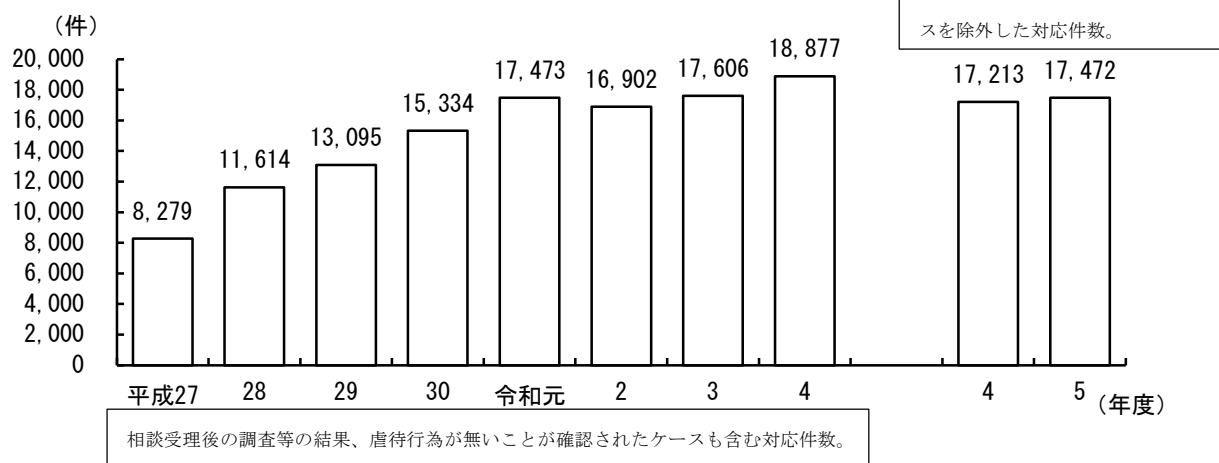


表3 虐待相談の内容

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースも含む対応件数。

	身体的虐待	ネグレクト	性的虐待	心理的虐待	計
令和元年度	3,747 (680)	2,727 (568)	164 (42)	10,835 (2,065)	17,473 (3,335)
令和2年度	3,819 (711)	2,339 (506)	142 (28)	10,602 (1,996)	16,902 (3,241)
令和3年度	3,742 (641)	2,352 (535)	157 (29)	11,355 (2,031)	17,606 (3,236)
令和4年度	4,030 (709)	3,208 (666)	208 (49)	11,431 (1,941)	18,877 (3,365)

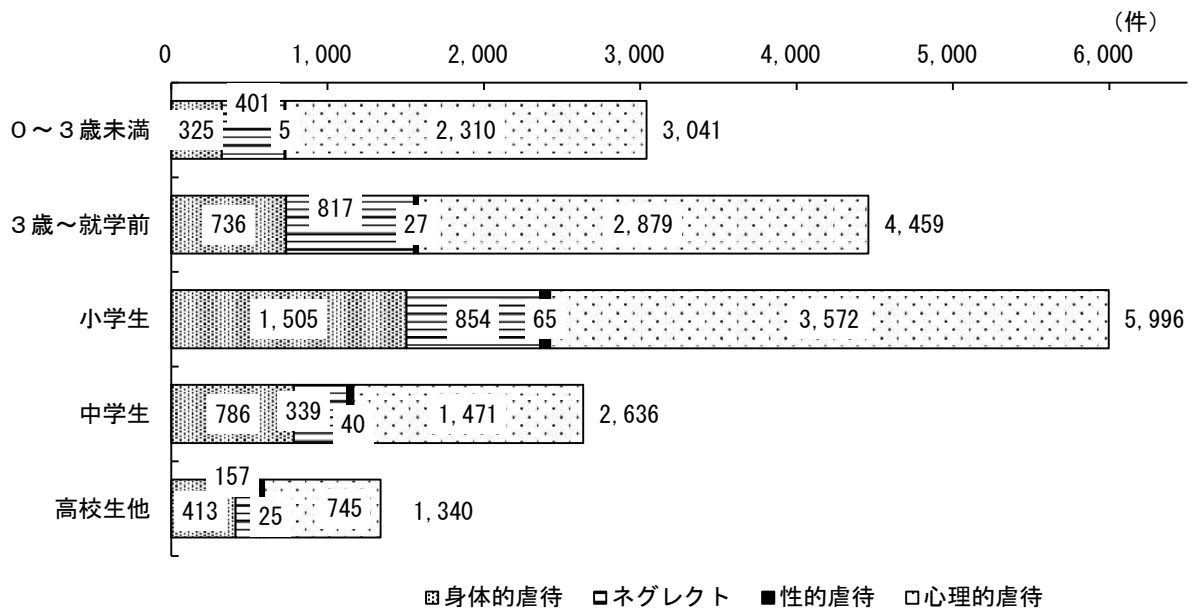
相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースを除外した対応件数。

令和4年度	3,608 (705)	2,781 (655)	172 (49)	10,652 (1,933)	17,213 (3,342)
令和5年度	3,765 (637)	2,568 (495)	162 (32)	10,977 (1,957)	17,472 (3,121)

注) 対応件数。また、() は、さいたま市児童相談所で対応した件数の再掲である。

虐待を受けた児童の年齢を見ると、0歳から就学前の乳幼児が7,500件、全体の42.9%を占めている。また、各年代で「心理的虐待」が最も多くなっている。

図6 被害児童の年齢別内容別状況



主な虐待者を見ると、実母が全体の49.6%を占め最も多い。実父の数を合わせると両者で全体の91.9%を占めている。

図7 主な虐待者

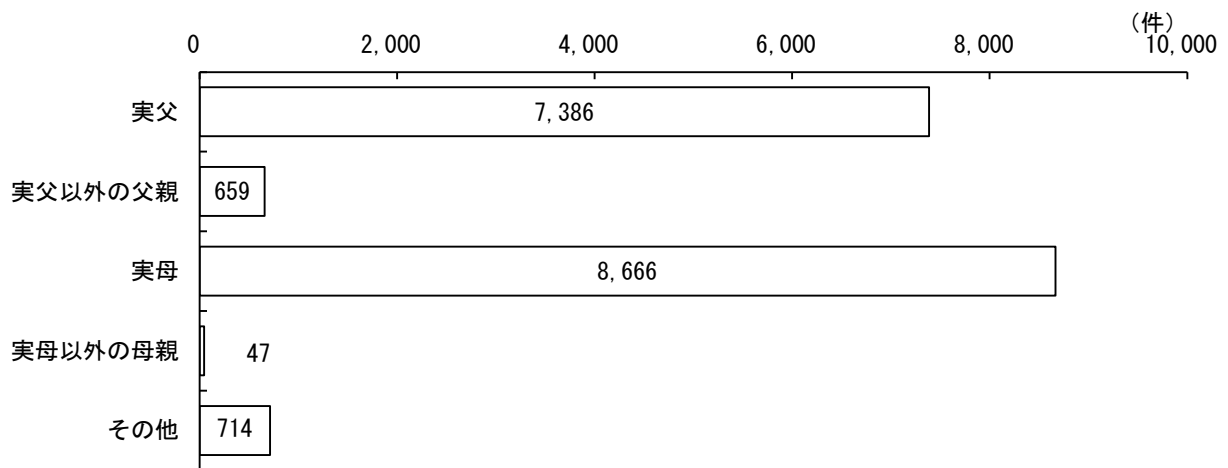


表4 主な虐待者の内訳

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースも含む対応件数。

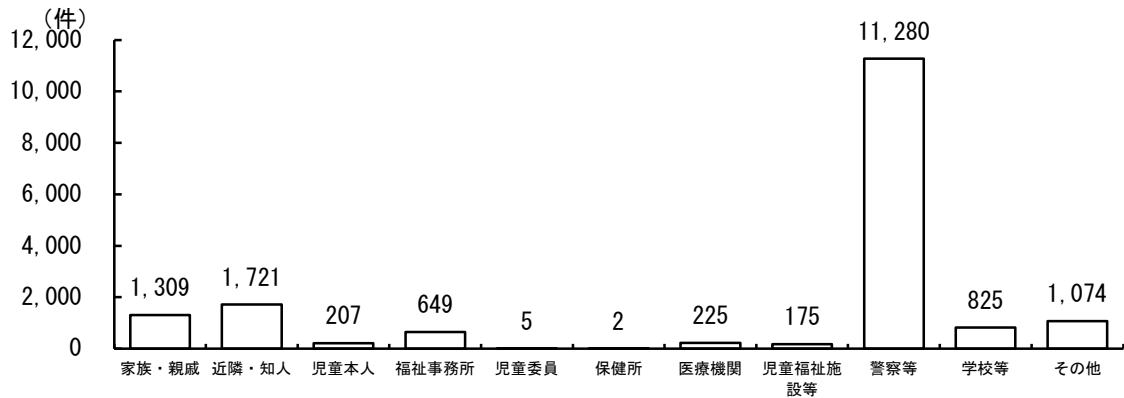
	実 父	実父以外の父親	実 母	実母以外の母親	そ の 他	計
令和元年度	7,162	809	8,463	65	974	17,473
令和2年度	6,849	763	8,045	61	1,184	16,902
令和3年度	7,217	795	8,454	94	1,046	17,606
令和4年度	7,645	821	9,370	69	972	18,877

相談受理後の調査等の結果、虐待行為が無いことが確認されたケースを除外した対応件数。

令和4年度	7,157	750	8,464	61	781	17,213
令和5年度	7,386	659	8,666	47	714	17,472

虐待の通告経路を見ると、警察等からの通告が最も多く全体の64.6%、次いで近隣・知人の9.9%、家族・親戚の7.5%となっている。

図8 虐待相談の通告経路



虐待の発生を未然に防ぎ、また、早期発見・対応、再発防止のためにも、子供と家庭に身近な地域の関係機関、団体及び個人が連携し、協力し合い、適切な支援を行えるようなネットワークを築くことが課題である。

表5 児童相談所別児童虐待相談対応件数（市町村別）

児相	市町村名	3年度	4年度	5年度
中央	鴻巣市	178	213	214
	上尾市	620	627	513
	桶川市	115	144	101
	久喜市	285	281	260
	北本市	101	158	135
	蓮田市	103	187	146
	白岡市	101	71	75
	伊奈町	96	128	115
	管外・不明・県外	44	52	62
南	川口市	1,721	1,763	1,586
	蕨市	159	189	174
	戸田市	331	350	311
	管外・不明・県外	63	53	23
川越	川越市	984	782	672
	東松山市	202	255	248
	富士見市	268	299	289
	鶴ヶ島市	191	175	143
	日高市	129	104	127
	坂戸市	232	241	170
	ふじみ野市	274	311	272
	三芳町	70	74	87
	毛呂山町	96	66	58
	越生町	8	33	28
	滑川町	41	37	36
	嵐山町	28	9	43
	小川町	83	40	36
	川島町	29	24	30
	吉見町	34	35	32
	鳩山町	26	25	15
	ときがわ町	21	23	36
	東秩父村	1	0	2
	管外・不明・県外	56	48	69

児相	市町村名	3年度	4年度	5年度
所沢	所沢市	781	821	745
	飯能市	110	115	121
	狭山市	303	331	334
	入間市	278	347	358
	朝霞市	303	351	305
	志木市	174	252	218
	和光市	171	225	211
	新座市	344	301	315
	管外・不明・県外	77	51	89
	熊谷	熊谷市	370	380
行田市		206	222	270
秩父市		112	112	92
加須市		275	379	266
本庄市		200	230	183
羽生市		88	102	96
深谷市		271	315	315
横瀬町		3	10	10
皆野町		0	20	16
長瀨町		5	22	13
小鹿野町		4	6	9
美里町		6	6	7
神川町		22	16	9
上里町		40	80	54
寄居町		40	51	51
管外・不明・県外		10	6	16
越谷		春日部市	562	666
	越谷市	981	1,113	1,084
	幸手市	138	111	109
	宮代町	81	71	80
	杉戸町	62	89	96
	松伏町	82	73	65
	管外・不明・県外	42	64	32
	草加	草加市	671	801
八潮市		281	274	261
三郷市		371	447	454
吉川市		150	187	163
管外・不明・県外		66	68	52
県児相 小計		14,370	15,512	14,351
さいたま市児相		3,236	3,365	3,121
合計		17,606	18,877	17,472

児相別計(5年度)

中央 1,621 件
 南 2,094 件
 川越 2,393 件
 所沢 2,696 件
 熊谷 1,854 件
 越谷 2,018 件
 草加 1,675 件

注) 児童虐待相談の件数については、12頁参照。

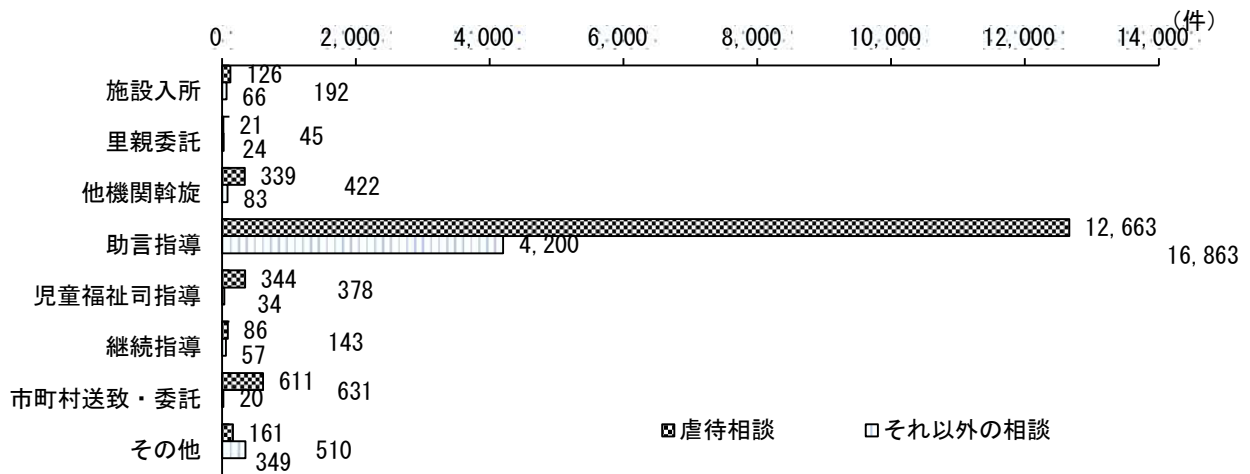
(工) 対応状況

児童相談所で受付けた養護相談で、令和5年度中に何らかの対応を行ったものは19,184件であった。そのうち、「施設入所」と「里親委託」は合わせて237件あり、全体の1.2%であった。

相談を受けたものの中で、経済支援や児童の育児支援を行うことで、家庭から児童の身柄を分離又は保護せずに援助が可能な場合は保護者への助言・指導を行うとともに、地域の関係機関に協力を要請した。「助言指導」で終了した相談の中には、家庭での養育を援助するために関係機関の調査・依頼等を行ったものも含まれている。

児童虐待など処遇困難な相談や施設退所後の援助が必要な家庭への対応等について、ケースカンファレンス等を実施し、関係機関との連携を図り、継続指導や児童福祉司指導を行った。

図9 養護相談対応件数（福祉行政報告例第45表より）



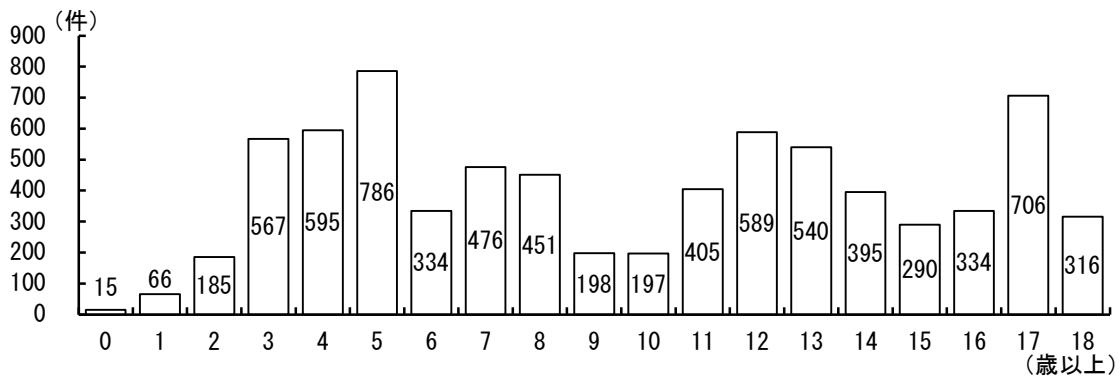
イ 障害相談

(ア) 年齢別受付状況

障害相談では、言葉等の発達の遅れが目立ち始める3歳頃から相談が増え始める。行政サービスを受けるために必要な手帳の交付申請や諸証明書の発行、特別児童扶養手当認定の交付申請等が増加するためである。

18歳以上の相談では、障害者総合支援法に基づく施設利用の更新によるものや年金取得手続きにかかる諸証明書の発行が多い。

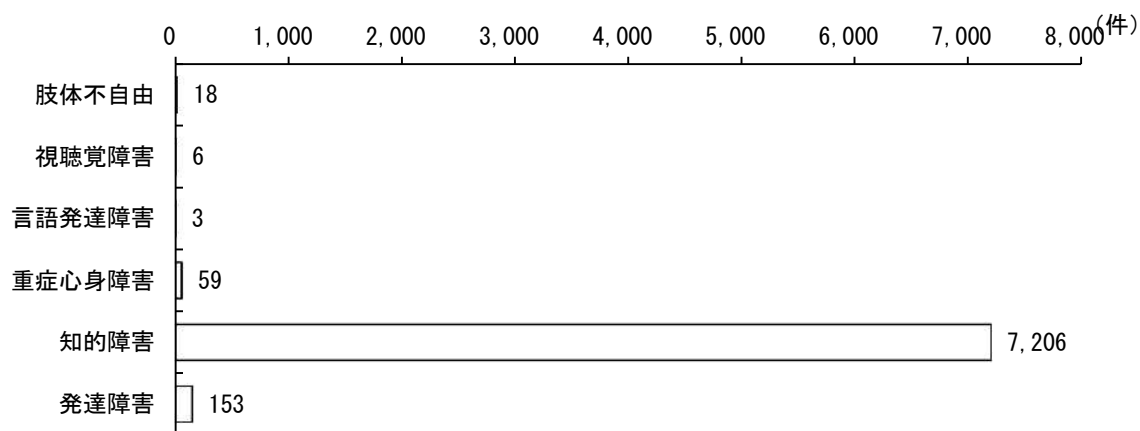
図10 障害児童相談年齢別受付状況（福祉行政報告例第44表より）



(イ) 相談内容

障害相談を内容別に見ると、令和5年度に相談を受付けた7,445件のうち知的障害相談が7,206件(96.8%)を占めている。

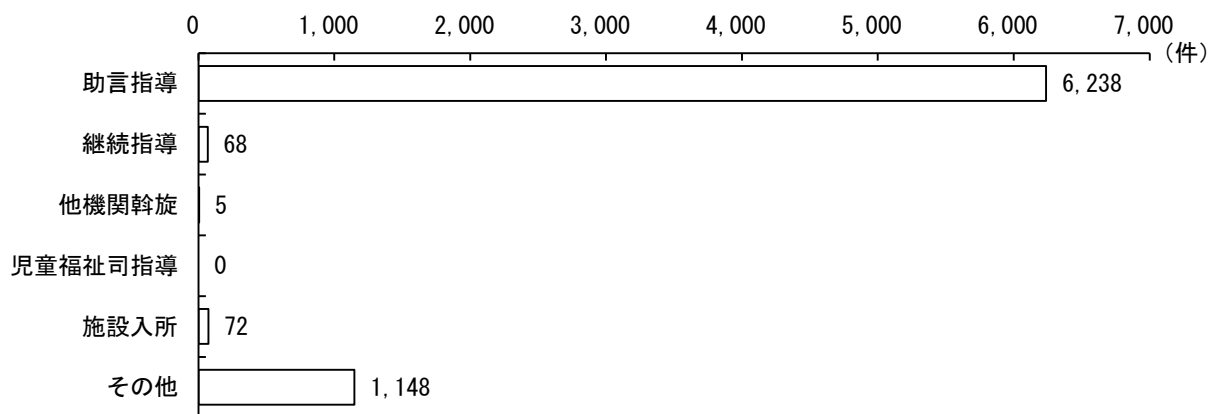
図1-1 障害相談の内容別件数



(ウ) 援助状況

障害相談で、令和5年度中に面接指導、施設入所措置等の援助を実施した件数は7,531件であり、これを援助内容によって示すと下図のとおりである。

図1-2 障害相談の援助内容別件数(福祉行政報告例第45表より)



注) 施設入所には、措置と利用契約が含まれる。

援助を実施した障害相談7,531件を内容から見ると、「助言指導」が6,238件であり、全体の82.8%を占める。「助言指導」の中には、療育手帳交付に係る手続きや、特別児童扶養手当認定診断書の交付等が含まれる。

また、継続指導は、そのほとんどが障害者総合支援法による施設入所の新規契約時の相談を内容とするものである。

表6 障害相談（相談種類別）の援助内容

	助言指導	継続指導	他 あ 機 関 あ っ せ ん	児 指 重 導 福 社 司	施設入所	その他	計
肢体不自由相談	4	16	0	0	17	0	37
視聴覚障害相談	1	2	0	0	2	3	8
言語発達障害等相談	3	0	0	0	0	0	3
重症心身障害相談	12	38	0	0	38	6	94
知的障害相談	6,085	12	2	0	14	1,120	7,233
発達障害相談	133	0	3	0	1	19	156
計	6,238	68	5	0	72	1,148	7,531

注) 施設入所には、措置9件と利用契約63件とが含まれる。

施設入所については、障害者施設の不足から、障害児施設に入所中の児童が18歳になっても障害者施設への円滑な移行ができない状況にある。障害児施設の数も限られていることから、新規の入所等の施設利用が困難になっている。

ウ 非行相談

(ア) 年齢別受付状況（福祉行政報告例第44表より）

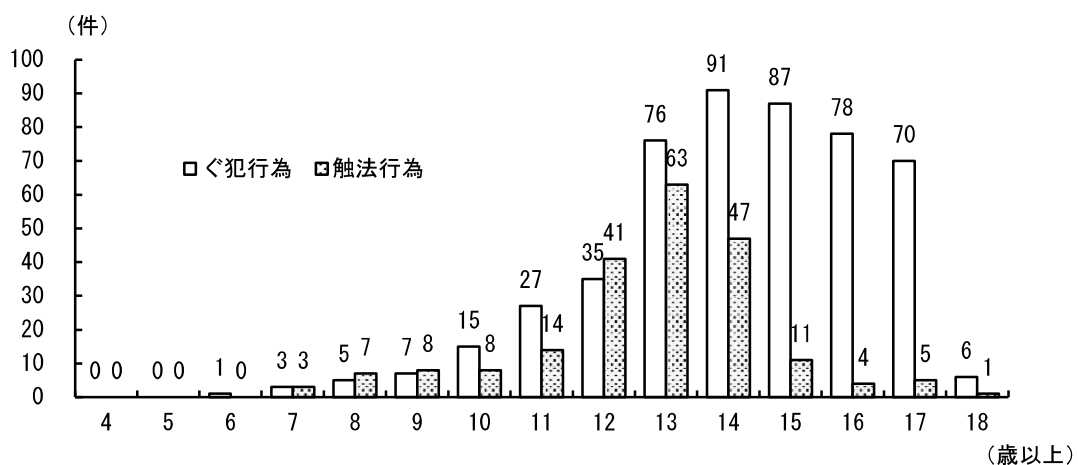
令和5年度に受理した非行相談の数は713件であり、前年度の647件から66件増加した。全相談受付件数32,435件の2.2%を占めている。

相談の内訳は、＜犯行為等相談が501件、触法行為等相談が212件であった。

＜犯及び触法の全非行相談の中で、13歳から15歳までの中学生の相談件数が375件を数え、全体の52.6%を占めている。

非行相談の中には、過去に虐待を受けた経験を持つなど、重篤な対応困難なケースも少なくない。

図13 ＜犯行為及び触法行為等相談の年齢別受付状況



(イ) 相談の内容

ぐ犯行為等相談では、「家出・放浪」が193件で最も多く、38.5%を占めている。
 触法行為等相談では、「窃盗」が110件で最も多く、51.9%を占める。

表7 ぐ犯行為等相談内容別受付状況

	家出・放浪	窃盗	夜外遊泊・び	持ち出し	乱暴	不純異性交遊 不良交友	傷害	飲酒・喫煙	怠学	その他	計
男	57	14	18	44	20	8	4	8	1	40	214
女	136	11	57	11	4	38	2	12	2	14	287
計	193	25	75	55	24	46	6	20	3	54	501

表8 触法行為等相談内容別受付状況

	窃盗	強盗	器物破損	傷害	恐喝	わいせつ 強姦	放火	その他	計
男	82	1	13	19	5	17	7	23	167
女	28	0	2	3	1	1	3	7	45
計	110	1	15	22	6	18	10	30	212

(ウ) 援助状況（福祉行政報告例第45表より）

援助を実施した「ぐ犯」及び「触法」を合わせた非行相談700件のうち、592件（84.6%）が「助言指導」であり、児童自立支援施設等の児童福祉施設に措置をしたものは13件（1.9%）であった。

表9 非行相談の援助内容別状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉 司指導	施設入所	家裁送致	その他	計
ぐ犯行為等相談	435	14	15	10	10	0	12	496
触法行為等相談	157	3	16	12	3	5	8	204
計	592	17	31	22	13	5	20	700

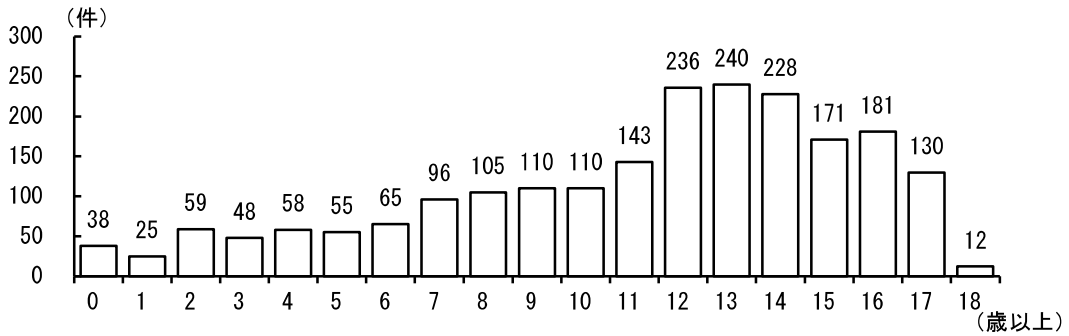
- 注) 1「その他」は、そのほとんどが管轄児相へのケース移管、家庭裁判所からの照会である。
 2「施設入所」はその大半が児童自立支援施設への入所である。
 3「家裁送致」とは、家庭裁判所の審判に付することが適当であると認めて、送致の措置（法第27条第1項第4号）を行ったものである。

工 育成相談

(ア) 年齢別受付状況（福祉行政報告例第44表より）

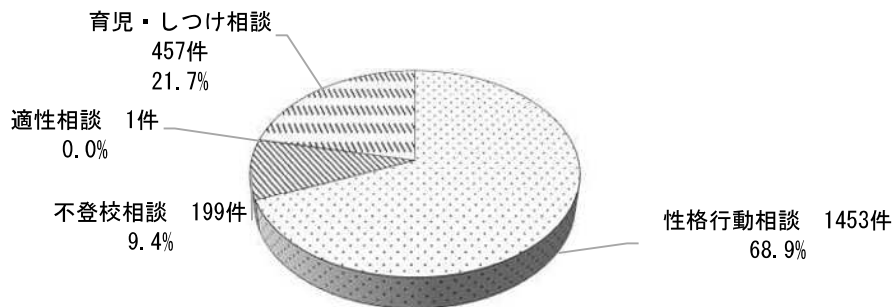
令和5年度の受付件数は2,110件であった。育成相談全体では、就学前から小学校低学年では比較的「育児・しつけ相談」が多く、小学校高学年からは、「性格行動相談」や「不登校相談」の割合が高くなる。

図14 育成相談年齢別受付状況



(イ) 相談の内容

図15 育成相談の内容別受付件数



(ウ) 援助状況（福祉行政報告例第45表より）

育成相談について、令和5年度に行った援助の状況は、次表のとおりである。

表10 育成相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他 あつせん 機関	指 導 児 童 福 祉 司	施 設 入 所	そ の 他	計
性格行動相談	1,332	29	28	4	6	50	1,449
不登校相談	188	1	4	0	0	7	200
適性相談	1	0	0	0	0	0	1
育児・しつけ相談	390	1	4	0	0	65	460
計	1,911	31	36	4	6	122	2,110

オ 保健相談・その他の相談（福祉行政報告例第45表より）

保健相談では、そのほとんどが電話による乳幼児についての相談である。また、その他の相談の中には、児童の養育に係る親自身の相談なども含まれる。

表11 保健相談・その他の相談への援助状況

	助言指導	継続指導	他機関 あっせん	児童福祉司 指導	その他	計
保健相談	37	0	2	0	7	46
その他の相談	1,165	4	113	9	1,422	2,713

(3) 休日夜間児童虐待通報ダイヤル

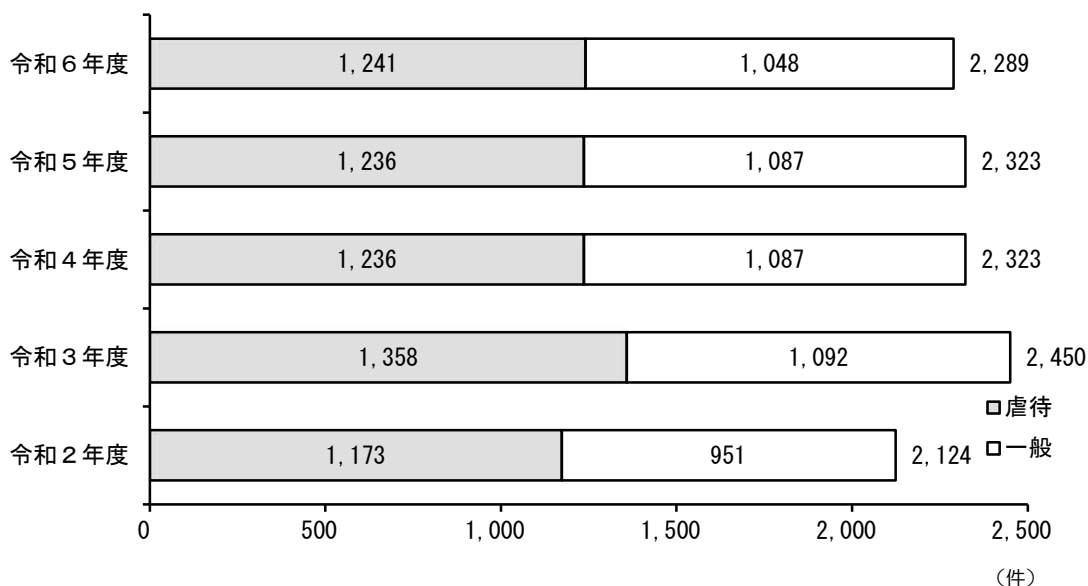
24時間を通して児童虐待等の緊急な通報に応じるため、平成18年6月から「埼玉県休日夜間児童虐待通報ダイヤル」を開設し、緊急の対応が必要な場合に、同ダイヤルから連絡を受けた管轄児童相談所が速やかに安全確認を行う等の対応を行っている。また、「児童相談所虐待対応ダイヤル（189）」に対する休日夜間の通報も同ダイヤルで受け付けている。

令和5年度に休日夜間児童虐待通報ダイヤルに寄せられた通報は2,289件で、前年度に比べ1.5%減少した。児童虐待の重大事件が社会問題化し関心が高まったことや、189などの通報窓口が周知されてきていること等の影響により、令和元年度以後は2千件以上の通報が寄せられている。

表12 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数

時間帯	夜間 (18時～22時)	深夜・早朝 (22時～翌8時半)	休日の日中 (8時半～18時)	合計
虐待通報	529	309	403	1,241
虐待以外の相談	459	281	308	1,048
受付合計	988	590	711	2,289

図16 休日夜間児童虐待通報ダイヤル受付件数の推移



2 活動状況

(1) 児童福祉司の活動状況

毎週開かれる受理会議、処遇会議及び診断会議で検討された児童相談所の方針に基づき、次のような活動を行っている。

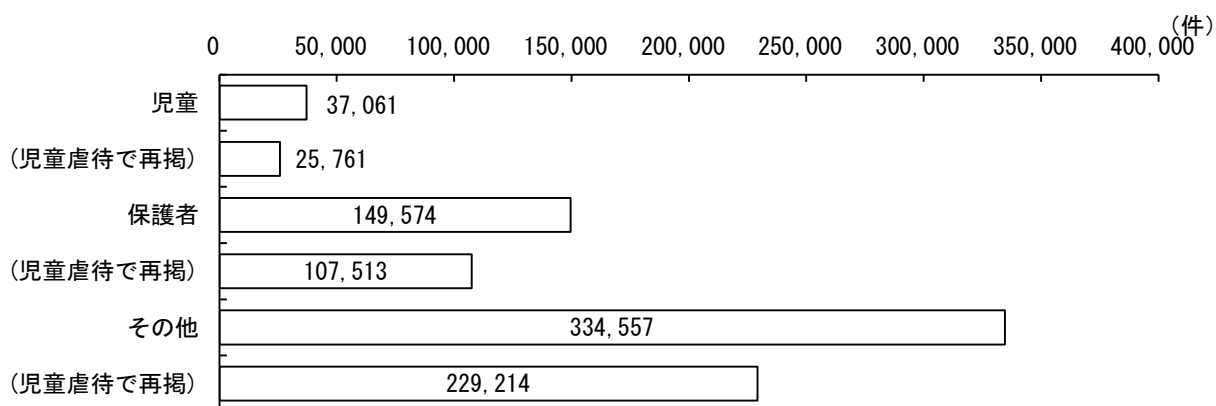
ア 調査・社会診断（福祉行政報告例第48表より）

児童相談所では、相談を受けた児童とその保護者の状況を知り、それによってどのような支援・処遇が必要かを判断するために、調査・社会診断を行っている。

調査には、所内又は訪問しての面接、電話、照会、その他の方法があり、担当児童福祉司が中心となっていく。相談の内容によっては、他の職員が行うこともある。

令和5年度中に行われた調査・社会診断の件数は、全体で延べ521,192件であり、その対象別内訳は次のとおりである。

図17 調査・社会診断

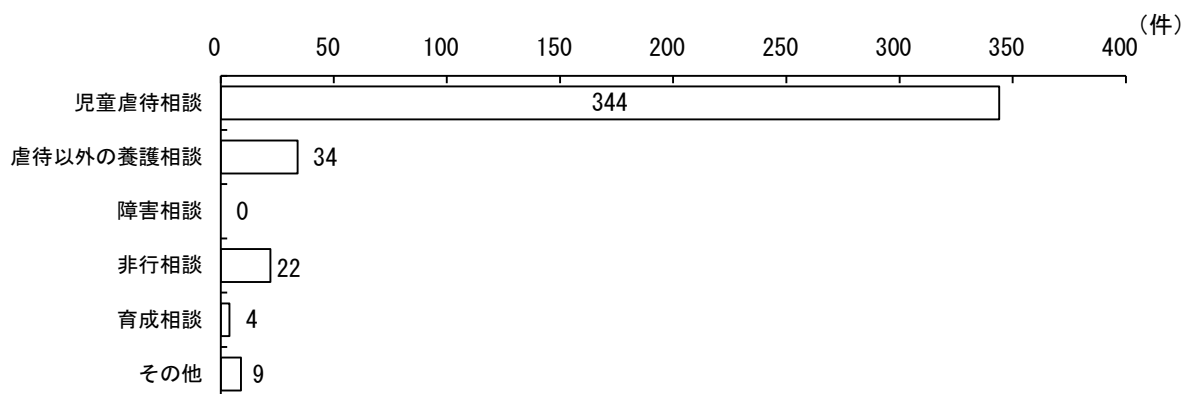


対象別内訳から見ると、「その他」が最も多く、全体の64.2%を占める。この中には、学校、保育所、保健センター等地域の関係諸機関等が含まれており、それらの機関とも連携・協力しながら、最良の支援方法が得られるよう検討を行っている。

イ 児童福祉司指導（福祉行政報告例第45表より）

令和5年度中に新たに児童福祉司指導の措置が採られた件数は413件であり、その相談種別内訳は下図のとおりである。児童虐待相談を含む養護相談が全体の91.5%を占めている。児童虐待相談では、在宅指導にするものも多く、取扱い期間も長期に及ぶものが少なくない。

図18 児童福祉司指導相談種別内訳

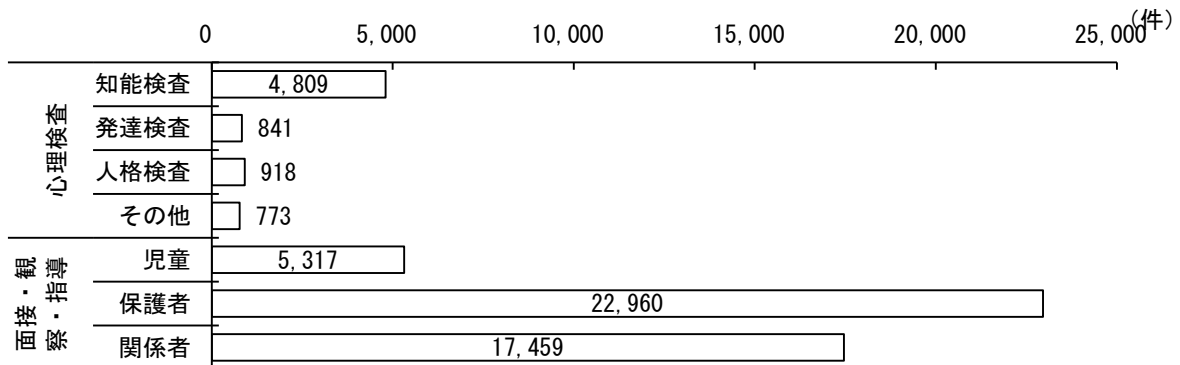


(2) 児童心理司の活動状況

ア 心理診断

心理診断は、面接、観察、心理検査等を基に心理学的観点から処遇の内容、方針を定めるために行う。また、言語表現の不十分な児童、情緒や適応性に不安定さを示す児童等を理解するため、観察を行う場所や場面の設定など、適切な方法を考慮している。

図19 心理診断指導（福祉行政報告例第48表より）

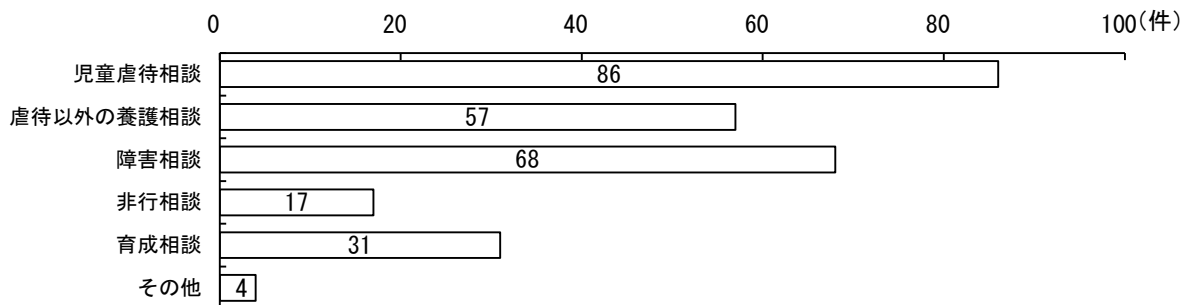


イ 継続指導

継続指導は、児童、保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的にソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものである。

令和5年度中に、新たに継続指導の取扱いを開始した件数は、児童心理司及び児童福祉司が担当するものを合わせて263件である。児童虐待相談を含む養護相談が143件と最も多い。相談種別内訳は下図のとおりである。

図20 継続指導相談種別内訳（福祉行政報告例第45表より）



(3) 「家族支援」の取組みについて

ア 背景

児童相談所における児童虐待対応件数は「児童虐待の防止等に関する法律」(以下「虐待防止法」という。)施行前後から急激に増加し、主に早期の発見・保護を中心に対応が進められてきた。

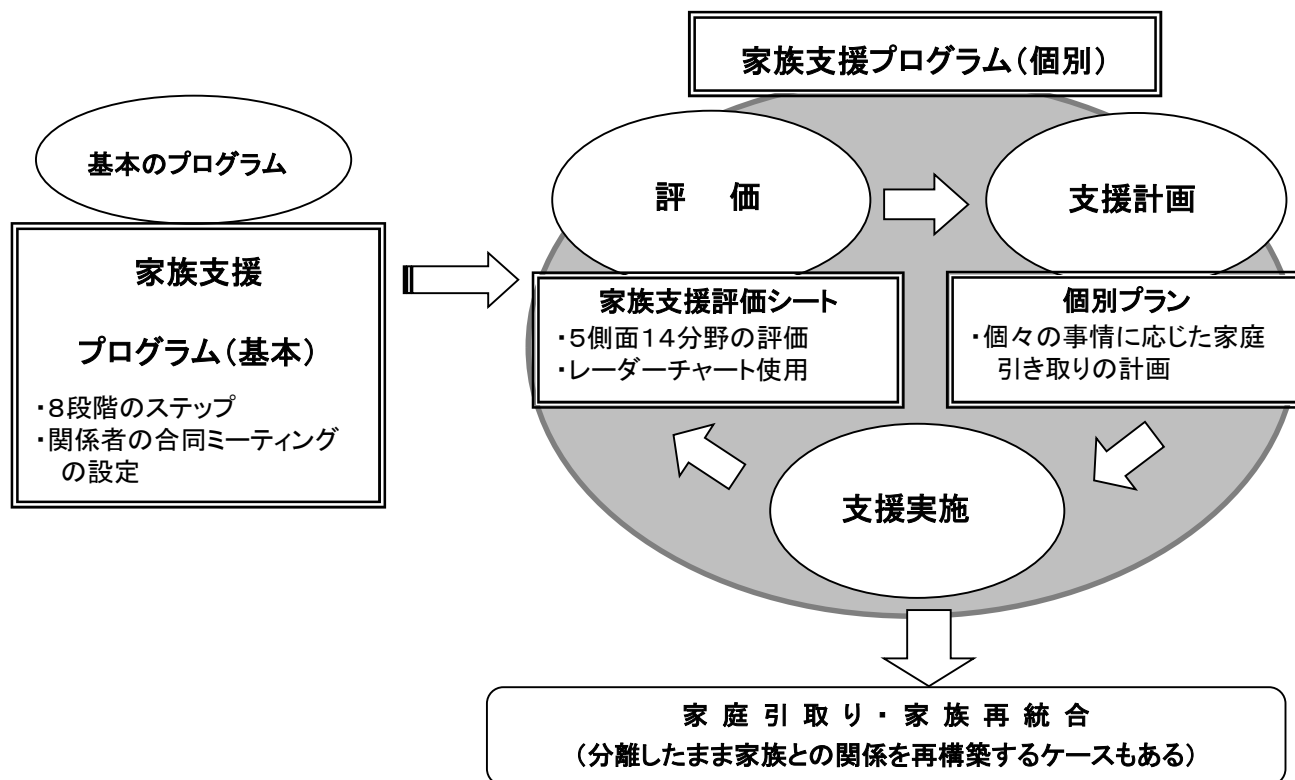
平成16年には「虐待防止法」が改正され、保護した児童と家族の再統合促進のための指導及び支援が地方公共団体の責務として位置付けられたが、児童相談所は増え続ける児童虐待の緊急対応に追われ、施設に保護した児童の家族再統合に思うように取り組めない状況にあった。

そこで、当県では平成19年度に家族支援担当職員を各所に配置し、さらに段階的に組織的充実を図ってきた。そして、平成20年度からは「家族支援プログラム」に基づいて施設に保護した児童の家庭引き取りなど、家族再統合に取り組んできている。(詳細は、平成29年4月1日策定の「埼玉県児童相談所家庭支援指針」参照。)

イ 家族支援システムの概要

児童や養育者の状況を家庭支援評価シートにより評価し、基本の家庭支援プログラムを参考に個別の事情に合わせた個別プランを作成する。個別プランに従って支援を実施した結果を再び評価して個別プランを進めていく。このようにプランと評価とが一体となって家族支援を推進するのが個別の家族支援プログラムである。基本の家族支援プログラムまでを含んだ支援体制全体を「家族支援システム」と称し、各々の関係は次のとおりである。

家族支援システムの概念図

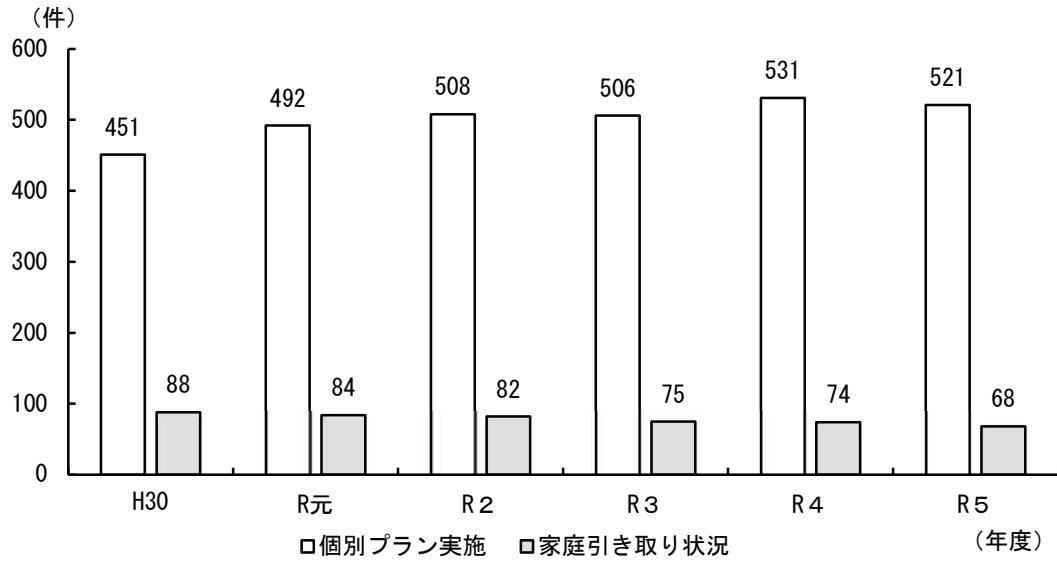


家族支援プログラム (基本)	家族を支援するための基本的なプログラムは、準備から終了まで8段階のステップが想定されている。それぞれのステップの課題と、親子や各機関が実施する内容が示されている。
家族支援評価シート	基本情報とライフエピソードを踏まえた上で、子どもの状況・養育者の状況・親子関係の状況・虐待の認知・支援の受け入れについてのアセスメントを行うものである。
個別プラン	家族支援評価シートによって導き出された家族の課題と必要な支援を踏まえて、児童の保護に至った問題の再発防止に向け、家族再統合までの解決すべき課題や手順を保護者に（ケースによっては児童や関係者にも）示すものである。

(ア) 個別プラン実施及び家庭引き取り状況

令和5年度の個別プラン実施件数は521件であり、うち68件が家庭引き取りとなった。家族支援プログラムは、家庭引き取りばかりではなく、何らかの事情で児童と家族が分離したまま、面会や外泊により家族としての関係を保つことが目標である場合も対象とし、交流を目的としたプランを作成している。

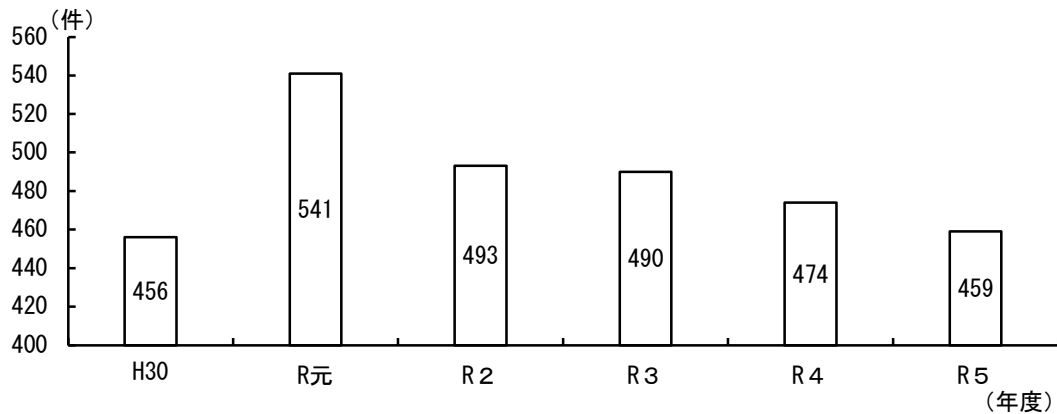
図 2 1 個別プラン実施及び家庭引き取り状況



(イ) 家族支援評価実施状況

乳児院、児童養護施設入所中の児童については、一定の入所期間、一定の年齢時に評価シートを作成することになっている。

図 2 2 家族支援評価実施件数



(4) 児童精神科医の診察等の状況

虐待を受けた児童及び虐待を行った保護者等の診察・治療並びに職員への助言指導等を行うため、中央児童相談所と越谷児童相談所に児童精神科医が配置され、計846件の診察等を行った。

なお、中央児童相談所の児童精神科医は定期的に県内の児童相談所を巡回して業務を行っている。また、平成21年度から被虐待児童及び虐待を行った保護者に対して、服薬処方を行っている。

当該児童や保護者の精神科受診への抵抗感を和らげた上で、紹介状等の情報提供により地域医療機関での受診及び継続的な治療への橋渡しを行い、被虐待児の精神的ダメージの回復や虐待の再発予防等を図っている。

図23 形態別診察等の状況

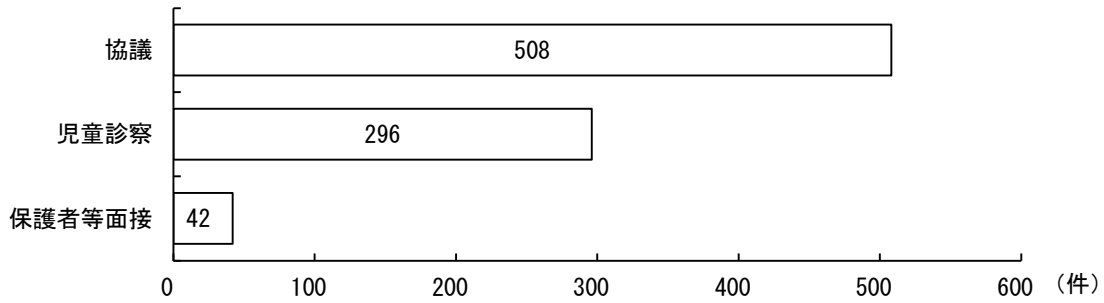
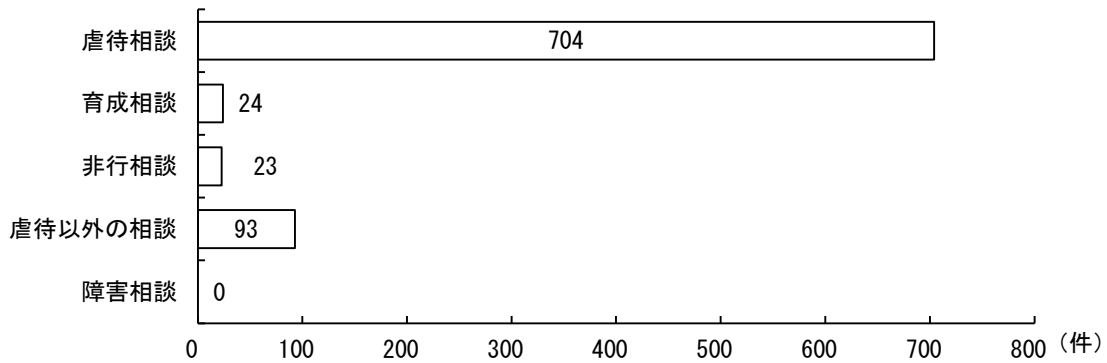


図24 相談内容別診察等の状況



(5) 一時保護の状況（福祉行政報告例第47表より）

一時保護は、児童虐待や親の疾病などの際、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又は心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するアセスメントが必要な場合などに実施する。令和5年度に中央、南、所沢、熊谷及び越谷児童相談所の一時保護所に一時保護した相談種別・年齢別内訳は、次表のとおりである。

相談種別では、養護相談が全体の84.3%（児童虐待64.3%、養護相談その他20.0%）を占め、次いで非行相談の7.9%となっている。児童の安全を確保するために児童相談所が強制介入して保護をした被虐待児童も多く、児童の精神的安定を図る上で、いろいろな特徴を持つ児童を一つの場所で処遇することの難しさがある。

表13 相談・年齢階層別一時保護の受付状況（一時保護所分）

	養護相談		障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他	計
		内、児童虐待					
0～5歳	162	126	1	0	0	0	163
6～11歳	353	299	1	3	21	0	378
12～14歳	304	218	2	51	41	0	398
15歳以上	198	133	7	41	21	1	268
計	1,017	776	11	95	83	1	1,207

注）一時保護所の定員数は、中央・南・所沢・熊谷・越谷 各30名である。

令和5年度に、警察、児童福祉施設、里親、その他の機関等に委託した一時保護児童の状況は次表のとおりである。

表14-1 相談・年齢階層別一時保護の委託状況（委託保護分）

	養護相談		障害相談	非行相談	育成相談	保健・その他	計
		内、児童虐待					
0～5歳	420	227	6	0	0	0	426
6～11歳	296	217	17	0	7	0	320
12～14歳	112	80	1	10	6	0	129
15歳以上	119	66	2	14	12	0	147
計	947	590	26	24	25	0	1,022

表14-2 機関別委託解除状況（委託保護分）

	委 託	委託解除	委 託 機 関（年度中の解除数）			
			警 察 等	児童福祉施設	里 親	そ の 他
児 童 数	1,022	1,019	4	514	334	167
延 べ 日 数	—	47,772	11	35,642	7,098	5,021

図25 一時保護所児童の年齢別受付状況（一時保護所分）

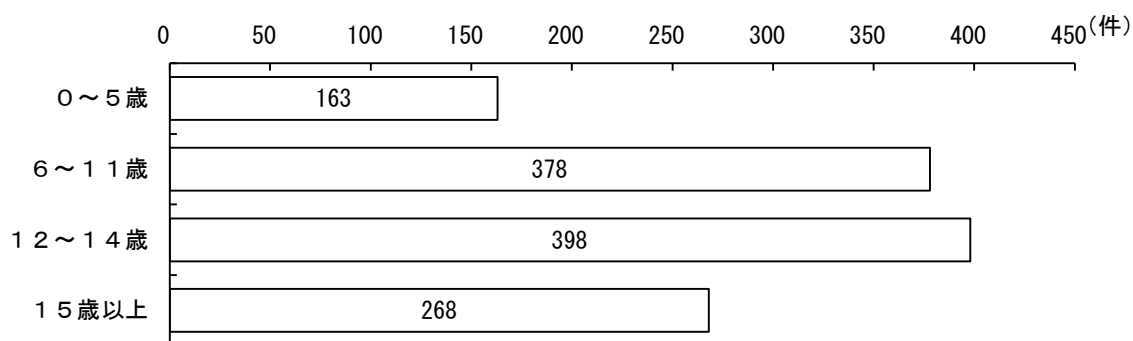


図26 児童相談所別一時保護児童受付数（一時保護所分）

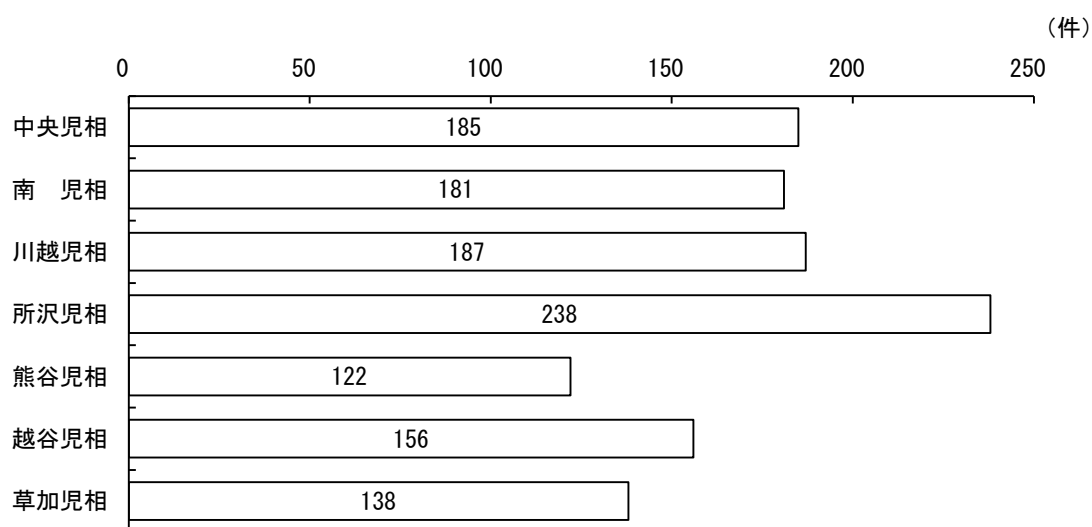


表15 一時保護所 月別1日平均在籍児童数

月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
中央児相	26.8	27.1	20.5	16.3	18.8	17.0	18.7	32.1	32.4	32.9	33.2	35.0
南児相	28.7	31.3	34.0	31.5	33.7	33.3	33.8	32.7	33.4	30.9	37.8	34.3
所沢児相	30.0	30.6	34.7	32.9	33.0	33.5	35.6	33.4	33.2	33.6	32.4	32.9
熊谷児相	0.1	6.8	21.3	22.8	20.8	22.8	24.6	27.5	29.4	27.7	26.7	29.0
越谷児相	25.1	28.9	30.7	33.3	34.4	35.7	37.0	34.3	32.1	31.5	33.0	31.8

注) 一時保護所の定員数は、中央・南・所沢・熊谷・越谷 各30名である

注) 熊谷一時保護所は令和5年4月開所

注) 中央一時保護所は改修工事の為、6月28日から10月31日まで熊谷一時保護所の一部を借りて対応。

図27 一時保護所退所後の状況

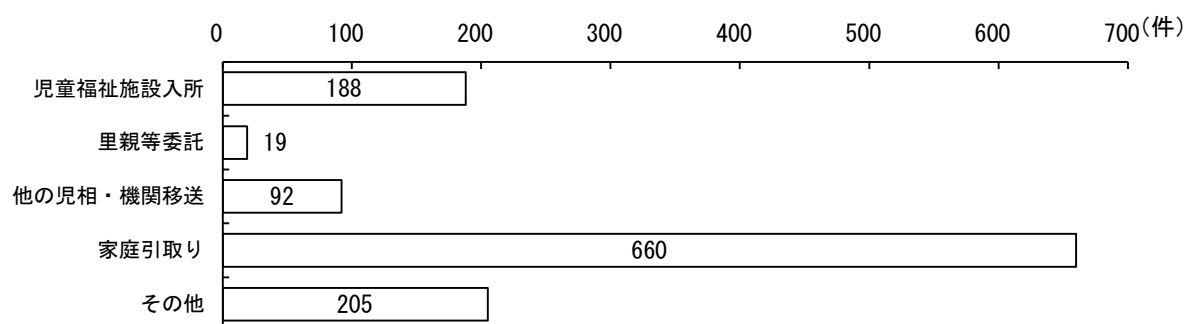


表16 相談内容別一時保護所退所後の状況

	養護相談	心身障害 相談	非行相談	育成相談	保健・ その他	計
児童福祉施設入所	161	3	15	9	0	188
里親等委託	17	0	0	2	0	19
他の児相・機関移送	72	3	9	8	0	92
家庭引取り	545	1	61	52	1	660
その他	174	4	16	11	0	205
計	969	11	101	82	1	1,164

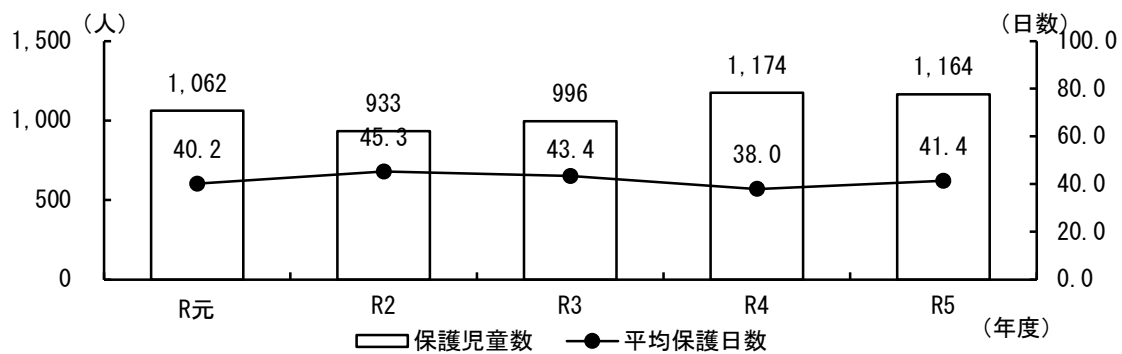
令和5年度中に、一時保護所を退所した児童の数と保護日数等は次表のとおりである。

表17 一時保護所退所児童数と一人当たり平均保護日数

	中央	南	所沢	熊谷	越谷	合計
A 保護児童数(退所児童数)	182	251	281	171	279	1,164
B 保護延べ日数	10,466	10,071	11,412	5,183	11,068	48,200
C 1日当たり平均児童数(B/366)	28.6	27.5	31.2	14.2	30.2	131.7
D 一人当たり平均保護日数(B/A)	57.5	40.1	40.6	30.3	39.7	41.4

過去5年間に、児童相談所の一時保護所から退所した児童の数と、退所児童の平均保護日数を図示すると、下図のようになる。

図28 過去5年間の保護児童数と平均保護日数の推移



3 児童福祉施設・里親等の状況

(1) 児童福祉施設

ア 児童福祉施設（障害児施設を除く）への入退所状況（福祉行政報告例第50表より）

令和5年度における施設別の在籍状況は次表のとおりである。乳児院、児童養護施設では、児童虐待相談の急増により施設利用の機会が増え、満床となる施設も出てきている。また、職員を確保できない等の理由により、定員は空いているが受け入れ困難な施設も多い。

表18 児童福祉施設入退所状況

施設	入所児童数	退所児童数	R6年3月末日 現在
乳児院	95	88	157
児童養護施設	145	168	1,018
児童心理治療施設	12	9	53
児童自立支援施設	31	27	42
計	283	292	1,270

注) 県児童相談所が措置した児童数、県外施設を含む

イ 障害児施設への入所状況

令和5年度の障害児施設への入所状況は、次表のとおりである。障害児入所施設については、県外施設への入所児が多く、新規の入所が難しい状況が続いている。

表19 障害児施設への入所状況

施設	児童数
知的障害児施設	135
肢体不自由児施設	11
重症心身障害児施設	99
その他	4
計	249

注1 令和6年3月1日現在の速報値、県外施設への入所も含む。

2 入所の「その他」は、盲児・ろうあ児施設入所。

ウ 施設退所児童の状況

令和5年度に、施設を退所した児童は、次表のとおりである。

乳児院、児童心理治療施設及び児童自立支援施設からは、他の児童福祉施設への変更が最も多く退所児童数に占める割合はそれぞれ34.1%、66.7%、40.7%であった。児童養護施設からは家庭引取りが最も多く36.3%であった。

表20 施設退所児童の状況

	家庭引取り	児童福祉施設へ変更	満年齢	里親委託	就職	成人施設入所	就学就園	目的達成のため	家庭環境改善	その他	計
乳児院	27	30		22					1	8	88
児童養護施設	61	1	15	6	23	8	5			49	168
児童心理治療施設	2	6	1								9
児童自立支援施設	9	11			1	1		2		3	27
計	99	48	16	28	24	9	5	2	1	60	292

図29 乳児院退所理由の内訳

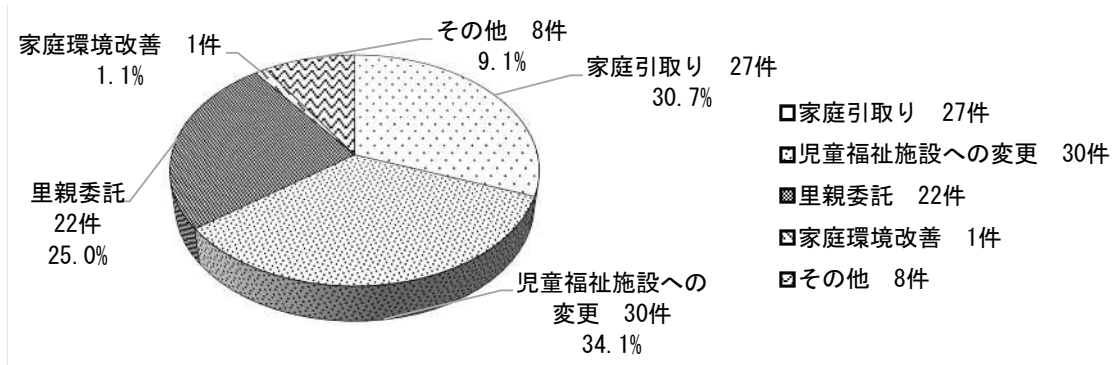
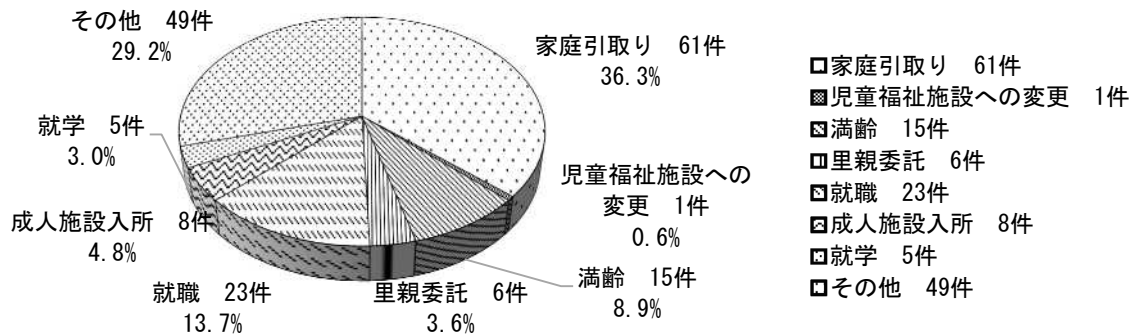


図30 児童養護施設退所理由の内訳



(2) 里親等

ア 里親登録の状況

児童福祉法の改正により、平成21年度から里親の種類が養育里親、専門里親、親族里親、養子縁組里親に変更された。養育里親として登録するには研修を受講することが義務付けられた。

さらに、平成29年度から、養子縁組里親について養子縁組里親研修の受講及び5年ごとの登録更新（研修の受講）の実施が義務付けられた。

図31 登録里親数の推移（福祉行政報告例第56表より）

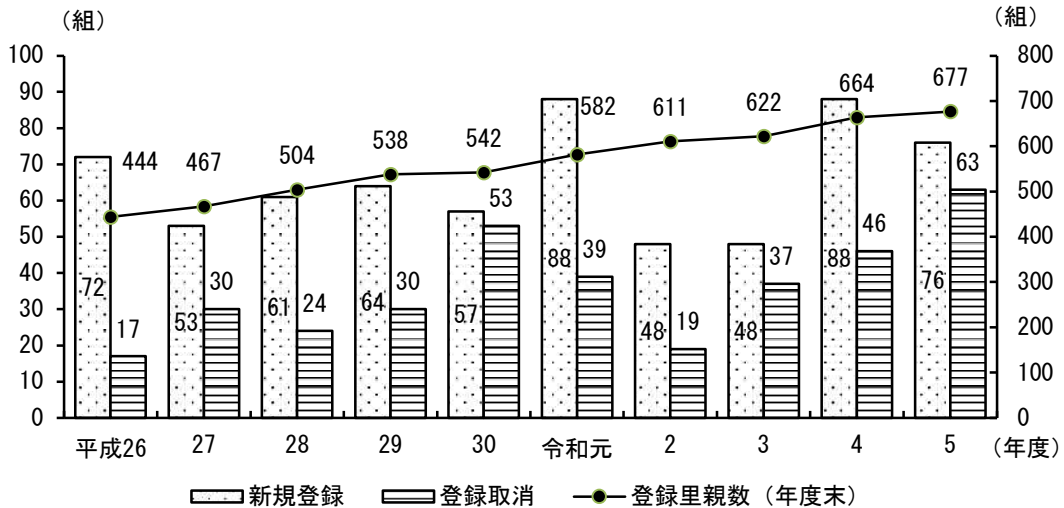


表21 里親の種類別登録数（令和5年度 単位：組）

		前年度末現在	新規（年度中）	取消（年度中）	年度末現在
登録里親数		664	76	63	677
再掲	養育里親数	655	76	60	671
	専門里親数	24	2	5	21
	親族里親数	8		3	5
	養子縁組里親数	483	59	38	504

イ 委託の状況

令和5年度末の登録里親677組のうち、202組の里親に児童が委託されている。

令和5年度末現在221人の児童が里親に委託されている。令和5年度中に新たに委託された児童は84人である。内訳を割合で示すと児童福祉施設からの委託が52.4%、家庭からの委託が29.8%である。

図32 委託児童数の推移（各年度末現在）（福祉行政報告例第57表より）

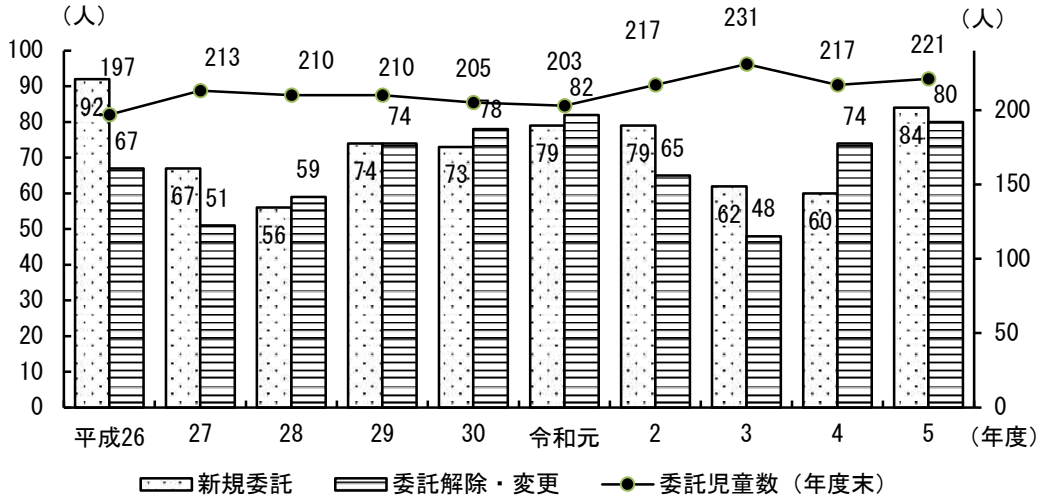
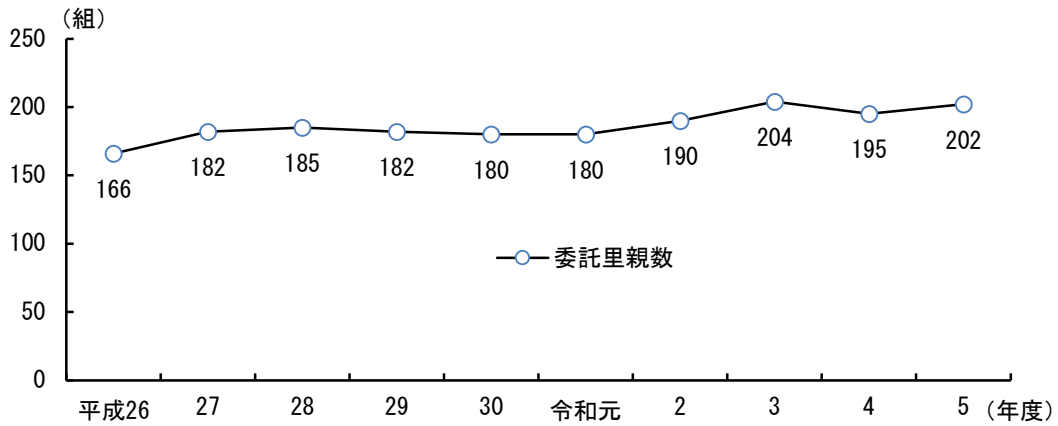


図33 委託里親数の推移（各年度末現在）



ウ ファミリーホーム

ファミリーホーム（小規模住宅型児童養育事業）は、平成21年度に創設された制度で、令和5年度末現在で24か所、84人の児童が委託されている。

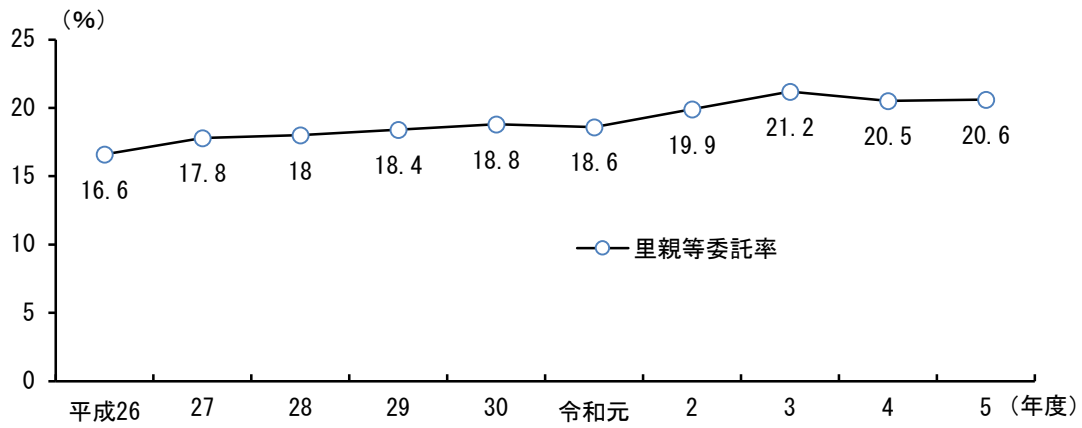
表22 ファミリーホーム数及び委託児童数（各年度末現在）

		30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ホーム数	法人型	5	6	6	5	4	4
	個人型	12	13	15	16	18	20
	計	17	19	21	21	22	24
委託児童数 (人)		79	84	88	87	91	84

注1) 法人型は設置主体、個人型は経営主体により区分。

注2) ホーム数には、さいたま市内のファミリーホームを含んでいない。

図34 里親等委託率の推移（各年度末現在）



※里親等委託率＝(里親委託＋ファミリーホーム児童数)÷(乳児院・児童養護施設入所及び里親・ファミリーホーム児童数)×100

工 専門里親

平成14年9月、国の制度改正に伴い、専門里親制度が設けられて以後、令和5年度末で21組が登録しており、委託されている児童は5人である。

才 委託中の里親への援助・里親会活動

児童を里親に委託した後に、児童福祉司・児童心理司が個別に養育上の相談に応じているほか、児童相談所と里親会が連携して、次のような支援を行っている。

(ア) 委託直後研修（里親サロン等）

表23 委託直後研修実施状況

児童相談所	事業名	対象里親	回数	延べ参加者数
中央	委託直後研修	委託直後の里親子	11回	29名
	子育てサロン	委託中及び委託解除後の里親子	6回	36名
	思春期サロン	委託中及び委託解除後の里親子	6回	32名
	小計		23回	97名
南	年少児サロン	委託中及び委託解除後の里親子	11回	136名
	年長児サロン	小学校高学年以上を委託中の里親	5回	46名
	小計		16回	182名
川越	委託直後研修会	委託後2年未満の里親子	11回	131名
	思春期サロン	小学5年生以上を受託している里親	7回	47名
	小計		18回	178名
所沢	里親委託直後サロン	委託直後の里親子（小学校低学年以下）	11回	128名
	里親年長児サロン	小学校高学年以上の委託中里親	5回	45名
	小計		16回	173名
熊谷	委託直後研修(ひよこクラブ)	委託後2年未満の里親子	11回	89名
	小計		11回	89名
越谷	委託直後研修	委託後1年未満の里親子	11回	86名
	思春期サロン	委託中及び委託解除後の里親子	1回	8名
	里親短期サロン	委託中及び未委託の里親	1回	7名
	小計		13回	101名
草加	委託直後研修	委託後1年までの里親子	11回	65名
	里親サロン	委託中及び未委託の里親	3回	13名
	小計		14回	78名

(イ) 地域里親会による活動（里親同士の情報交換、親睦）

表2-4 地域里親会活動実施状況

支部名	事業内容	回数・参加数
中央 ゆずりは会	里親子レクリエーション（宿泊・日帰り、群馬サファリパーク等）	39名
	おやじの会（宿泊・日帰り、バーベキュー）	22名
	ボウリング大会・食事会	62名
南 はなみずき会	ファミリーレクリエーション（長瀬・寄居・深谷）	45名
	バーベキュー	63名
	クリスマス会	68名
	いちごの会	126名
川越 はつかり会	親子レクリエーション（春レク：サイボクハム）	27名
	親子レクリエーション（夏休み工作レク）	16名
	親子レクリエーション（夏レク：越後湯沢温泉等）	25名
	親子レクリエーション：新年会	45名
	中高生レクリエーション	中高生等3名
	はつかり会研修（児相と共催・Zoomと会場のハイブリッド）	Zoom含め33名
	はつかりサロン	年12回
	支部会報誌「会報はつかり会」の発行	年1回
所沢 里親会	ファミリーレクリエーション旅行	104名
	ひまわりサロン	年5回
	入学・卒業お祝い会	66名
熊谷 やまなみ会	会報「やまなみ」第61号発行	年1回発行
	里母の会	1回・10名
	里親子夏のレクリエーション（箱根熱海方面）	49名
	里親子秋の日帰りレクリエーション（群馬方面）	34名
	里親サロン	1回・13名
	ごっこクラブ（いちご収穫体験、パンづくり体験）	計6回・62名
	地区会（親子ケーキ作り、先輩里親の体験談等）	2回・35名
	入進学・卒業を祝う会	37名
越谷 さくらんぼの 会	親睦会（縁日、カラオケ）	2回・41名
	交流会（バーベキュー大会）	1回・69名
	さくらんぼサロン	年3回・19名
	里親子レクリエーション（日帰りバス、ナン狩り等）	75名
	里親研修会	1回・22名

(ウ) 里親等委託調整員・里親委託強化推進員による支援

平成21年度から国の里親委託推進事業実施要綱に基づき、里親委託の推進や委託里親の支援を目的として、里親委託等推進員（非常勤）が各児童相談所に配置され、平成30年度からは里親等委託調整員と名称が変更された。各所の里親委託等推進委員会が実施する事業の企画、実施の補助や関係機関との連絡調整のほか、里親に対する養育相談、委託児童の養育状況の把握、未委託里親の状況把握、里親サロンの実施等を行った。

また、実親の同意を拡げることにより里親委託の推進を強化することを目的として、平成31年度から里親委託強化推進員が各児童相談所に配置された。施設入所中の児童の保護者に対する里親制度への理解促進、里親委託同意後の保護者の心理的サポート、相談対応等を行った。

カ 研修の状況

養育里親・養子縁組里親になることを希望する者は、里親研修（「基礎研修」及び「登録前研修」）を里親登録前に受講することが必要。

(ア) 里親（基礎）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者（里親申請書の提出前に受講する）を対象に、令和5年度は講義研修を8回開催した。

また、講義研修修了者を対象に施設見学を実施した。

【研修内容】○講義研修（1日間）

- ・里親養育論、児童福祉論
- ・先輩里親の体験談 など

(イ) 里親（登録前）研修

新たに養育里親・養子縁組里親になることを希望する者のうち、基礎研修を修了した者を対象に、令和5年度は講義研修を6回開催した。

また、講義研修修了者を対象に養育実習を実施した。

【研修内容】○講義研修（2日間）

- ・里親養育論、里親養育援助技術
- ・発達心理学、小児医学
- ・里親会活動、先輩里親の体験談
- ・グループ討議など

○養育実習（2日間）

(ウ) 里親（更新）研修

養育里親・養子縁組里親名簿の登録の有効期間は5年間とされ、登録を更新しようとする里親を対象に、令和5年度は、講義研修を6回開催した。

【研修内容】○講義研修(1日間)

- ・児童福祉制度論、発達心理学、里親養育演習

(工) 各児相による研修

児 相	研修内容・講師	開催日	参加者数
中 央	新規登録里親研修会（2回実施） 里親委託の現状について 児童相談所職員 里親登録後の流れと支援について 児童相談所職員 中央ゆずりは会と地区会について 管内里親 先輩里親を交えての懇談	7月15日 11月11日	9名 19名
	里親研修会 ①「受援力」～大人にも、子どもにも必要な「頼る力」の磨き方～ 神奈川県立保健福祉大学教授 医師 吉田穂波 氏 ②「発達障害について」お子さんの困った行動への対処法 ～ペアレント・トレーニングのエッセンスを中心に～ 順天堂大学医学部附属順天堂医院 小児科・思春期科 医師 及川奈央 氏	5月24日 11月22日	21名 39名
	里親入門講座 中央児童相談所大会議室 里親制度の概要 児童相談所職員 里親の養育体験談 管内里親 児童福祉施設の子どもたち 里親支援専門相談員	11月11日	15名
	新規登録里親研修会 南児童相談所 里親登録後子どもが委託されるまで 児童相談所職員 南はなみずき会のネットワーク 里親養育体験談 管内里親2名 懇談会	9月2日	10名
南	登録里親研修会 川口市南平公民館 体験談 成人した里子1名・特別養子2名 質疑応答	2月18日	34名
	里親入門講座 川口市並木公民館 里親制度の概要 児童相談所職員 里親養育体験談 管内里親2名	10月28日	28名
	委託・未委託里親研修会 川越児童相談所大会議室と Zoom （地域里親会（川越はつかり会）との合同開催） 「スマホとの共存・良い付き合い方について」（神愛ホーム：泉水 心理療法師による講演）	11月29日	Zoom 含め 計33名
川 越	里親入門講座 ＜場所＞第1回 高麗の郷 第2回 ウェスタ川越	7月29日 2月23日	19名 85名

所 沢	里親研修会（第1回）所沢市民文化センターミュージ ＜内容＞分科会（①未委託、はじめての委託、②2人目委託、③思春期の養育、④委託解除、⑤発達特性、障害のある子の養育、⑥仕事との両立）	5月20日	62名
	里親入門講座（第1回）朝霞市コミュニティセンター 里親制度について 児童相談所職員 里親支援専門相談員の話 里親支援専門相談員1名 里親体験談 管内里親2名	10月21日	24名
	里親入門講座（第2回）入間市市民活動センター 里親制度について 児童相談所職員 児童養護施設について 里親支援専門相談員1名 里親体験談 管内里親2名	2月3日	11名
	里親研修会（第2回）所沢市民文化センターミュージ 講師 松本 光宣 氏（アンガーマネジメント協会）	2月17日	47名
	里親って？カフェ ウエルシア薬局東狭山ヶ丘店内ウエルカフェ 里親体験談 管内里親1名	3月14日	1名
熊 谷	里親研修会（第1回） ＜場所＞熊谷児童相談所 ＜内容＞講演「子どもの権利養護について」 「もがれた翼」ダイジェスト版視聴 弁護士・カリヨン子どもセンター理事 吉川 由里 氏	5月14日	60名
	里親研修会（第2回） ＜場所＞熊谷児童相談所 ＜内容＞講演「取りに戻れない忘れもの」—子どもに寄り添うこと— 元埼玉学園園長 須藤 三千雄 氏	1月28日	74名
	里親入門講座【フォスタリング事業 社会福祉法人愛の泉】 ＜場所＞第1回 社会福祉法人 愛の泉 第2回 秩父市地場産業センター 第3回 ワークヒルズ羽生 第4回 市民プラザ加須 第5回 熊谷児童相談所 ＜内容＞里親養育体験談 管内里親（1～2名） 里親制度の概要	6月29日 8月5日 10月31日 12月9日 2月3日	8名 5名 8名 7名 10名
	里親入門講座 越谷児童相談所大会議室 里親制度の概要 児童相談所職員 里親養育体験談 管内里親2名	11月11日	13名
草 加	新規登録里親オリエンテーション（4回実施）	4月25日	2名
	里親委託の現状について 児童相談所職員	7月7日	2名
	里親登録後の流れと支援について 児童相談所職員	10月24日	3名
	越谷さくらんぼの会について 先輩里親	3月14日	2名
里親入門講座 草加児童相談所 里親制度の概要 児童相談所職員 里親の養育体験談 管内里親	3月2日	9名	

キ 委託解除の状況（福祉行政報告例第57表より）

令和5年度の里親委託解除（措置の変更を含む）の件数は80件であった。その内訳は次表のとおりである。

表25 委託解除の状況

委託解除理由	件数	割合
家庭引取り	14件	17.5%
普通養子縁組	1件	1.3%
特別養子縁組	18件	22.5%
満年齢	5件	6.3%
就 職	1件	1.3%
児童福祉施設に変更	8件	10.0%
他の里親に委託	10件	12.5%
そ の 他	23件	28.8%
合 計	80件	100%

図35 委託解除の理由

